

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第19号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例
秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）
の一部を次のように改正する。

別表第1中「山手台」の次に「、南ヶ丘」を加え、「319,100人」を
「301,000人」に、「125,700立方メートル」を「111,000立方メートル」
に改める。

別表第3中「496.1ヘクタール」を「425.7ヘクタール」に、「14,258
人」を「12,488人」に、「3,056.7立方メートル」を「2,578.8立方メー
トル」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。